

公益財団法人先端医療振興財団 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人先端医療振興財団（以下「財団」という。）定款第15条、第30条及び第32条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、名誉理事長、顧問と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、理事長、専務理事及び監事の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、報酬を辞退する者は、文書により理事長に申し出こととする。

- 2 その他の役員等については、無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長及び専務理事に対する報酬の額は、別表の範囲内で、理事会で定めるものとする。

- 2 監事に対する報酬の総額は年額100万円の範囲内とし、各監事に対する報酬の額は、別表の範囲内で、監事の協議に基づき定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、神戸市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条に基づき派遣された専務理事には、同市職員の例により支給する。

(報酬の支給の方法)

第5条 理事長及び専務理事の報酬の支給方法については、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

- 2 監事の報酬の支給方法については、財団の監査等の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人からの申し出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるほか、給与規程の適用を受ける職員の例により支給することができる。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人先端医療振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成27年5月22日から施行する。

別表（役員の報酬の上限）

役職	報酬の上限額
理事長（非常勤）	年額1,000万円以内
専務理事（常勤）	年額1,700万円以内
監事（非常勤）	監事が業務監査、会計監査、その他財団運営上必要な監査等を行ったときは、1日につき4時間までは55,555円、4時間を超えるときは111,111円。